

国からの

まん延防止等重点措置

の適用等について

まん延防止等重点措置

県独自の緊急事態宣言

期間

令和3年8月8日（日）
～8月31日（火）
24日間

※ 以下の38市町村についても、
8月6日・7日は県独自の緊急事態宣言の対象

令和3年8月6日（金）
～8月31日（火）
26日間に延長

考え方

「直近1週間の人口1万人当たりの
新規陽性者数」が1.5人以上

左記以外

対象区域

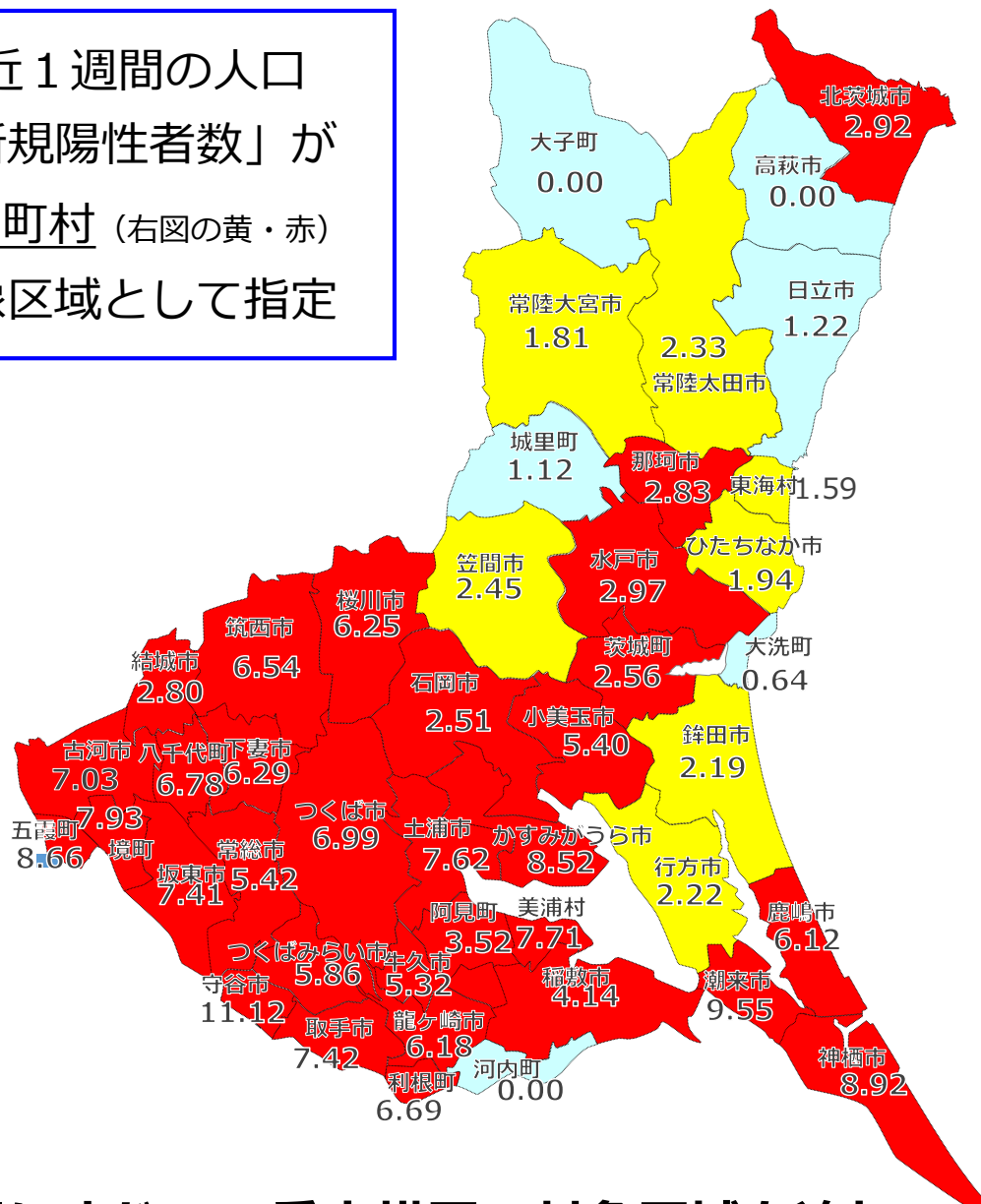
右記6市町を除く
38市町村

日立市、高萩市、大洗町、
城里町、大子町、河内町

(8/4時点で **6**市町)

今後、感染状況に応じて、重点措置の対象区域を追加（1週間後に見直し予定）

8/5時点で「直近1週間の人口
1万人当たりの新規陽性者数」が
1.5人以上の38市町村（右図の黄・赤）
を重点措置の対象区域として指定



今後、感染状況に応じて、重点措置の対象区域を追加（1週間後に見直し予定）

内容	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
<u>飲食店に対する 営業時間短縮要請等</u>	<ul style="list-style-type: none">▶ 午後8時から午前5時までの営業自粛▶ <u>酒類の提供（持ち込み）は、終日停止</u>▶ <u>カラオケ設備の利用も、終日停止</u>▶ <u>協力金3～10万円</u>	<ul style="list-style-type: none">▶ 午後8時から午前5時までの営業自粛▶ 酒類提供は午後7時まで▶ <u>協力金2.5～7.5万円</u>
<u>大規模集客施設 （1,000㎡超） に対する 営業時間短縮要請</u>	<ul style="list-style-type: none">▶ <u>午後8時から午前5時までの営業自粛</u> （イベント開催・映画上映時は、 午後9時以降の営業自粛）▶ <u>協力金支給 ※計算方法等は別途公表</u>	
<u>不要不急の外出自粛 ・高リスク行動自粛</u>	<ul style="list-style-type: none">▶ 不要不急の外出自粛▶ 少人数で行動、混雑する場所を避ける、 午後8時以降の飲食店利用自粛▶ <u>路上・公園等での集団飲酒等の自粛</u>	<ul style="list-style-type: none">▶ 不要不急の外出自粛▶ 少人数で行動、混雑する場所を避ける、午後8時以降の飲食店利用自粛

内容	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
会食時の感染症対策	<ul style="list-style-type: none">➤ 同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで➤ 「いばらきアマビエちゃん」登録店舗を利用	
イベント等開催制限	<ul style="list-style-type: none">➤ 人数上限5,000人 かつ 収容率50%以下	
他都道府県との往来自粛	<ul style="list-style-type: none">➤ 緊急事態宣言等が発令されている都道府県との往来は自粛（その他の地域との往来についても、なるべく控える）➤ やむを得ず往来する際は、感染症対策を徹底するなど特に注意	
出勤者数の削減	<ul style="list-style-type: none">➤ テレワークや時差出勤の活用	
部活動の制限	<ul style="list-style-type: none">➤ 他校との練習試合・合宿等は自粛（市町村立学校・私立学校・大学等にも、同様の内容を要請）	
県有施設の営業自粛	<ul style="list-style-type: none">➤ 原則休館（美術館、図書館等は開館を継続）	
海水浴場の閉鎖	<ul style="list-style-type: none">➤ 海水浴場の開設者に対して、閉鎖を要請（阿字ヶ浦、平磯、大洗サンビーチ）	

まん延防止等重点措置区域に所在する対象事業者は、営業時間短縮に御協力願います。

要請の期間	令和3年8月8日（日）から令和3年8月31日（火）まで（24日間）
要請の対象業種	飲食店 （食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者） ※ <u>テイクアウト・デリバリー・コンビニ等のイートインは要請の対象外</u> であり、午後8時以降も営業可
要請する内容	<ul style="list-style-type: none">・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛・酒類の提供（持ち込み）の終日停止・カラオケ設備の終日使用停止（飲食を主としている店舗のみ）
協力金の支給 （要請期間全て に協力頂いた店 舗が対象）	<ul style="list-style-type: none">○ 中小企業1店舗1日あたりの支給額（目安） 売上高3,000万円以下／年：3万円 売上高3,000～1億円／年：3～10万円（売上高に応じて算定） 売上高1億円以上／年：10万円○ 大企業も対象（算定式は別途） ※まん延防止等重点措置区域の要請対象は38市町村で合計約11,800事業所○ 協力金は、8月16日に申請受付開始
問い合わせ先	茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393 受付時間：9時から17時（平日のみ）

※県内全域の飲食店に対し、令和3年8月6日から令和3年8月31日まで午後8時以降の営業自粛を要請中
（まん延防止重点措置区域以外は酒類の提供は7時まで：協力金は2.5万円～7.5万円/日）

まん延防止等重点措置区域に所在する対象事業者は、営業時間短縮に御協力願います。

要請の期間	令和3年8月8日（日）から令和3年8月31日（火）まで（24日間）
要請の対象業種	建築物の床面積 1,000㎡超の大型施設等 <イベント関連施設等> 劇場、映画館、多目的ホールなど <イベントを開催する可能性がある施設> テニス場、ボウリング場、テーマパーク、ゴルフ練習場、バッティング練習場など <自由に出入りできる施設> 百貨店、ショッピングセンターその他物品販売を営む店舗（生活必需物資は除く）、スポーツクラブ、ゲームセンター等の遊興施設など
要請の内容	午後8時以降午前5時までの間の営業自粛 ※ イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛
協力金 (要請期間全てに協力頂いた店舗が対象)	<大規模施設運営事業者の場合> 自己利用部分面積※1 / 1,000㎡ × 20万円 × 時短率※2 / 日 <テナント事業者等> 大規模施設内におけるテナント事業者等の専用の店舗等面積 / 100㎡ × 2万円 × 時短率※2 ※1 自己利用部分面積：テナントの区画や生活必需品販売区画、階段、事務室、倉庫、駐車場等を除いた面積 ※2 時短率：短縮時間 / 本来の営業時間 * 協力金の額の計算方法等の詳細は、別途公表 ○ 協力金は 8月末頃 に申請受付開始
問い合わせ先	茨城県 大規模集客施設等協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-3489 受付時間：9時から17時（平日のみ）

(令和3年2月5日改定)

茨城県全体Stage		Stage4 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態	Stage3 感染が拡大している状態	Stage2 感染が概ね抑制できている状態	Stage1 感染が抑制できている状態	現在の状況 8/4時点 ①②：単日の数値 ③④：7/29～8/4の平均値 ()内はいずれも前週の数値
(判断指標)						
※①②は単日、③④直近1週間の平均値						
県内の医療提供体制	①病床稼働数	287床超	287床以下	185床以下	67床以下	294床 (164床) ※Stage4に該当
	②重症病床稼働数	24床超	24床以下	12床以下	7床以下	9床 (6床) ※Stage2に該当
県内の感染状況	③1日当たりの新規陽性者数	100人超	100人以下	60人以下	20人以下	203.0人 (88.8人) ※Stage4に該当
	④陽性者のうち、濃厚接触者以外の数	40人超	40人以下	25人以下	10人以下	89.5人 (37.7人) ※Stage4に該当

(令和3年8月5日現在) 総合的に判断し **Stage 4**